

大学体育スポーツ高度化共同専攻に係る博士論文の提出条件に関する申合せ

改正

〔平成30年2月15日
研究科委員会決定〕
令和元年9月17日
令和2年3月25日
令和3年3月26日
令和5年3月16日

(趣旨)

第1 この申合せは、大学体育スポーツ高度化共同専攻に係る博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の提出に関し必要な事項を定めるものである。

(課程博士の博士論文の提出条件等)

第2 課程博士の博士論文の提出に当たっては、査読がある学術雑誌に掲載された学術論文1編以上を基に博士論文（日本語又は英語に限る。）を作成するものとする。

なお、学術論文のうち1編は、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 日本学術会議に日本学術会議協力学術研究団体として承認された学会・研究会等又は日本スポーツ体育健康科学学術連合に加盟学術団体として承認された学会・研究会等（以下「学術研究団体」という。）が発行した学術雑誌に掲載された学術論文であること。
 - (2) 英文学術雑誌に掲載された学術論文であること。なお、英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている雑誌とする。
- 2 第1項第1号の規定については、投稿された段階で学術研究団体に承認されていない学会・研究会や、査読がない学術雑誌（英文学術雑誌）は、該当しないものとする。
 - 3 学術論文は、全て本人が筆頭著者であること。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体（学会等）の掲載可（accepted）の証明書（メールでの通知文でも可）がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
 - 5 大学院3年制博士課程入学以降に投稿された論文を対象とする。

(論文博士の博士論文の提出条件等)

第3 論文博士の博士論文の提出条件は、学術研究団体が発行し、査読がある学術雑誌又は査読がある英文学術雑誌に掲載された学術論文から1編以上を基に作成した博士論文（日本語又は英語に限る。）であることとする。なお、英文学術雑誌とは、論文全体を英語で執筆することが投稿規定で義務化され、国際的に高い評価を得ている雑誌とする。

- 2 第1項の規定については、掲載された段階で学術研究団体に承認されていない学会・研究会や、査読がない学術雑誌（英文学術雑誌）は、該当しないものとする。
- 3 学術論文は、全て本人が筆頭著者であること。
- 4 第1項の規定にかかわらず、学術雑誌の発行団体（学会等）の掲載可（accepted）の証明書（メールでの通知文でも可）がある場合に限り、印刷中の学術論文も審査対象とする。
- 5 大学院3年制博士課程入学以降に投稿された論文を対象とする。
- 6 論文博士の博士論文を提出できる者は、鹿屋体育大学学位細則第25条第1項第1号に規定する3年制博士課程を退学した者で、退学の日から起算して3年以内に、学位の授与の申請を行った者とする。

(雑則)

第4 博士論文の提出に関しこの申合せによりがたい場合には、研究科委員会がその都度定める。

附 則

この申合せは、平成30年2月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令元. 9. 17)

1. この申合せは令和2年4月1日から施行する
2. 令和元年以前の入学生を対象とした3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻は、改正後の第2の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (令2. 3. 25)

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令3. 3. 26)

- 1 この申合せは令和3年4月1日から施行する
- 2 第3条について、3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻に在籍していた学生は、第3の後期3年の課程のみの博士課程と同様に取り扱うものとする。

附 則 (令5. 3. 16)

この申合せは、令和5年3月16日から施行する。